

令和5年(2023年)10月27日
枚 方 市

職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

記

【事案】

1. 被処分者及び処分内容

子ども未来部	班長	50歳	:	減給6月(10分の1)
子ども未来部 公立保育幼稚園課	課長	57歳	:	厳重注意(管理監督責任)
枚方市立保育所	所長(課長代理級)	53歳	:	厳重注意(管理監督責任)

2. 処分日

令和5年10月27日

3. 事案の概要

令和5年6月、市立保育所に勤務する職員から、同保育所で食材や調理済の余った給食を持ち帰っている同僚職員がいるとの通報があり、調査を進めた結果、被処分者は、令和4年11月頃から、余った給食は調理室内で廃棄するという保育所のルールに違反し、余った給食や食材を週1回程度持ち帰り、自宅で食べたり、廃棄したりしていたことを認めたものです。また、この間の事実確認の調査において、真実を報告せずに誠意を欠く曖昧な発言を繰り返し行っていたものです。

これらの行為は、公務を適正に執行すべきである公務員としての自覚に欠けるものであるとともに、全体の奉仕者としてあるまじき行為であり、公務全般に対する信用を著しく失墜させるものであることから、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分として「減給6月(10分の1)」としました。

併せて、所属長及び保育所長についても、管理監督者として職場のチェック体制の確立ができておらず、本事案を防止することができなかったことから、「厳重注意」としました。

問い合わせ

枚方市 総務部 人事課

072-841-1281(直通)